

# 母子家庭・父子家庭・寡婦の皆様が 安心して暮らすことができる生活を支援します！

北海道では、母子家庭・父子家庭・寡婦のみなさんが安心して暮らすことができる社会づくりをめざし、相談、経済的支援、就労支援などの各種の支援を行っています。  
いろいろなことでお悩みのときや、支援制度をもっと詳しく知りたいときは、道の各総合振興局・振興局等にお問い合わせください。

## 相談

専門スタッフが相談に応じ、アドバイスや関係機関への橋渡し等を行います。

### 悩みや心配事の相談

就労や育児、子どもの学費などで困ったとき、「母子・父子自立支援員」が、みなさんの抱えている様々な悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。

- ・対象者：母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
- ・相談窓口：道の各総合振興局・振興局の社会福祉課、市の福祉担当課

## 経済的支援

ひとり親家庭等のみなさんを、児童扶養手当や貸付金で支援します。

### 児童扶養手当

死別、離婚などで、父又は母と生計を別にしていて児童を養育している場合に支給されます。  
なお、支給額は所得により変わりますので、手当の全部又は一部を支給しない場合があります。（所得に応じ、全額支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定します。）

- ・対象者：母子家庭の母、父子家庭の父、児童の養育者
- ・支給額

区分	令和2年4月～			
	全額支給		一部支給	
1人目	全額支給	43,160円	一部支給	43,150円～10,180円
第2子加算額	全額支給	10,190円	一部支給	10,180円～5,100円
第3子以降加算額	全額支給	6,110円	一部支給	6,100円～3,060円

- ・支給期間：児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- ・問合せ先：道の各総合振興局・振興局の社会福祉課、市町村の福祉担当課



児童扶養手当を受給している方は、引き続き手当を受給するために、「**現況届**」の届け出が必ず必要です。（毎年8月1日から8月31日までに在住の市区町村に提出します。）  
**「現況届」の届け出がないと児童扶養手当が受給できなくなります。**

児童扶養手当の支払いは、年6回（1・3・5・7・9・11月）です。

### 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するとともに、児童の福祉の増進のため、貸付けを行っています。  
貸付けに当たっては審査を行いますので、早めにご相談ください。

- ・対象者：母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
- ・貸付金の種類：①事業開始資金②事業継続資金③修学資金④技能習得資金⑤修業資金⑥就職支度資金⑦医療介護資金⑧生活資金⑨住宅資金⑩転宅資金⑪就学支度資金⑫結婚資金
- ・貸付金額：貸付金の種類によって異なります。
- ・利子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なりますが、無利子または年利1.0%
- ・問合せ先：道の各総合振興局・振興局の社会福祉課（札幌市、旭川市、函館市にお住まいの方は、お住まいの市にお問い合わせ願います。）

資格取得のための給付金

自立支援教育訓練給付金	<p>就職を目指して技能を身につけるため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講した際に、受講料の一部を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者：母子家庭の母、父子家庭の父</li> <li>支給額：受講料の6割相当額（上限20万円、下限12,000円）</li> </ul> <p>※一般教育訓練給付金等の支給を受ける方は、差額を差し引いて支給</p>
高等職業訓練促進給付金	<p>看護師等の資格を取得する際に、生活費の負担軽減を図るため給付金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者：母子家庭の母、父子家庭の父</li> <li>要件：①児童扶養手当受給者か又は同等の所得水準にあること。 ②養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し資格取得が見込まれる者</li> <li>対象資格：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、製菓衛生師、調理師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、臨床検査技師、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科技工士、診療放射線技師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、義肢装具士、自動車整備士、理容師、栄養士、精神保健福祉士</li> </ul> <p>※対象資格は市によって異なる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給額：月額10万円（住民税課税世帯は70,500円）、 最終年は月額14万円（住民税課税世帯は115,000円） <b>上限4年</b></li> </ul>
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<p>高卒認定試験合格のための講座を受講した場合、受講費用の一部を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者：母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童</li> <li>支給額：①受講修了時給付金 受講費用の4割（上限10万円） ②合格時給付金 受講費用の2割（①と合わせて上限15万円）</li> </ul>

母子家庭等就業・自立支援センター

就業に関する相談、技能習得、就業情報提供まで一貫した就業支援サービスを提供するとともに、地域生活や養育費に関する相談支援も行っています。

名称	所在地	電話番号	管轄区域
函館市民生事業協会 母子家庭等就業・自立支援センター	〒040-0063 函館市若松町35番16号	0138-24-8040	道南圏 (渡島・檜山)
北見睦会 むつみ会ひとり親等自立支援センター	〒090-0048 北見市北8条西1丁目	0157-23-4195	オホーツク圏
旭川市社会福祉協議会 母子家庭等就業・自立支援センター	〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川ときわ市民ホール1階	0166-21-7181	道北圏 (上川・留萌・宗谷)
釧路まりも学園 釧路母子家庭等就業・自立支援センター	〒085-0011 釧路市旭町16番5号	0154-22-2401	釧路・根室圏
帯広市社会福祉協議会 母子家庭等就業・自立支援センター	〒080-0847 帯広市公園東町3丁目9番地1 帯広市グリーンプラザ2階	0155-20-7751	十勝圏
北海道母子寡婦福祉連合会 母子家庭等就業・自立支援センター	〒050-0083 室蘭市東町2丁目3番3号 ハートセンタービル1階	0143-83-7047	道央圏(空知・石狩・ 後志・胆振・日高)
札幌市ひとり親家庭等就業支援センター	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター	011-631-4257	札幌市

■道の各総合振興局・振興局の連絡先（担当課：社会福祉課子ども子育て支援係）

振興局名	所在地	電話番号(直通)
空知総合振興局	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0120
石狩振興局	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5808
後志総合振興局	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1956
胆振総合振興局	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9845
日高振興局	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9477
渡島総合振興局	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9546
檜山振興局	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6654
上川総合振興局	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5990
留萌振興局	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8325
宗谷総合振興局	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2621
オホーツク総合振興局	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0696
十勝総合振興局	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8704
釧路総合振興局	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9257
根室振興局	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6914



- 北海道では、北海道の最新情報をお届けするメールマガジンを発行しています。  
ひとり親家庭への支援等の情報は、「ひとり親サポートマガジン」を選択しますと購読（無料）できます。  
URL <http://www1.hokkaido-jin.jp/cgi-bin/magazine/subscriber.cgi>
- 北海道 結婚・妊娠・出産・育児 総合ポータルサイト「ハグクム」もご覧ください。  
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/hagukumu.html>

